

処理の委託基準

<処理の委託基準>（施行令第6条の2、第6条の6）

1 委託することができる者

他人の産業廃棄物又は特別管理産業廃棄物の運搬又は処分等を業として行うことができる者であって、当該産業廃棄物の運搬又は処分等がその事業の範囲に含まれるものに委託すること。

2 委託契約の締結

(1) 二者間契約の遵守

運搬及び処分等を委託する場合、運搬については収集運搬業者と排出事業者の間で、処分については処分業者と排出事業者の間で、それぞれ委託契約を締結すること。ただし、運搬及び処分等を行う者が同一である場合は、この限りでない。

(2) 書面契約及び保存期間

委託契約は書面により行い、契約終了日から5年間保存すること。

3 再委託の禁止

排出事業者から委託を受けた収集運搬業者又は処分業者は、その運搬又は処分等を他人に委託してはならない。ただし、再委託の基準に従って委託する場合等は、この限りでない。（法第14条第16項）

なお、再委託する場合は、排出事業者の書面による承諾を受け、承諾日から5年間保存すること。

4 事前通知（特別管理産業廃棄物のみ）

運搬又は処分等を委託しようとする者に対し、あらかじめ、次の事項を文書で通知すること。

- (1) 委託しようとする特別管理産業廃棄物の種類、数量、性状及び荷姿
- (2) 当該特別管理産業廃棄物を取り扱う際に特に注意すべき事項

<参 考>

排出事業者は、その産業廃棄物又は特別管理産業廃棄物の運搬又は処分を他人に委託する場合、次の方法により、受託者が当該廃棄物を適正に処理する能力を備えていることを確認しなければなりません。（広島県生活環境の保全等に関する条例第86条）

- ① 受託者から運搬車両、保管施設、処理施設等の状況を聴取する方法
- ② 受託者の運搬車両、保管施設、処理施設等を実地に調査する方法
- ③ その他、上記と同等以上に受託者の能力を確認できる方法